

# 高等教育の修学支援新制度

## 九州医療スポーツ専門学校は 修学支援新制度の対象校です

令和元年9月20日付で福岡県知事経由で修学支援に関する法律等第7条2項各号の要件を満たしているとして対象校と確認・認定されました。

## 高等教育の修学支援新制度とは

- ・ 給付型奨学金の支給
  - ・ 学費減免（授業料・入学金の免除または減額）
- 2つの支援により大学や専門学校などで安心して学んでいただくものです。

給付型奨学金  
(日本学生支援機構)



学費減免  
(文部科学省)

### 給付型奨学金（日本学生支援機構）

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
〔令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象〕

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

### 学費減免（文部科学省）

【支援対象者の要件】

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

【大学等の要件】

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

詳しくは日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/>



詳しくは文部科学省ホームページをご確認ください。

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>



# 申込み資格

- (1) 2021年3月に高等学校等（本科）を卒業予定の人
- (2) 高等学校等（本科）を卒業後2年以内の人

※高卒認定試験合格（見込）者も対象となる場合があります。

詳細は日本学生支援機構のHPでご確認ください。

※原則日本国籍を有する者。外国籍の人は在留資格により  
申込資格に制限があります。

※過去に同法律に基づく修学支援新制度を受けたことがある人を除きます。

## 給付型奨学金（月額）

- ・日本学生支援機構が各学生に支給
- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

### 【給付型奨学金の給付額（月額）（住民税非課税世帯）】

学種	通学環境	第1区分	第2区分	第3区分
国公立	自宅	29,200円	19,500円	9,800円
	自宅外	66,700円	44,500円	22,300円
私立	自宅	38,300円	25,600円	12,800円
	自宅外	75,800円	50,600円	25,300円

## 学費減免状上限額の目安（年額）

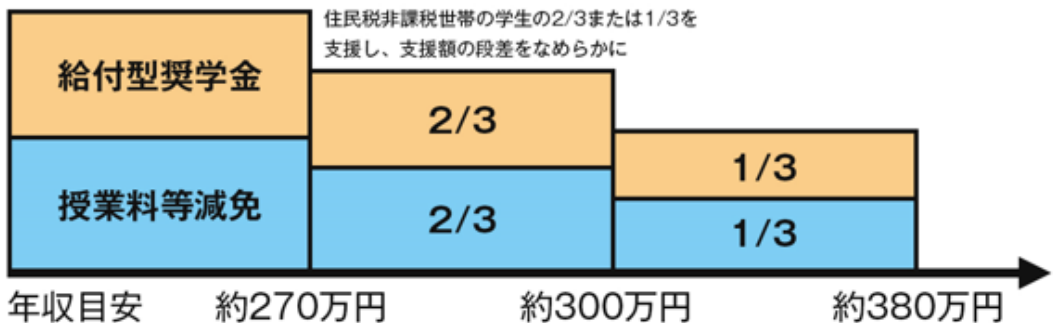
- ・各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

【給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）】

学種		第1区分		第2区分		第3区分	
		入学金	授業料	入学金	授業料	入学金	授業料
国公立	大学	約28万円	約54万円	約18万円	約36万円	約9.2万円	約18万円
	短大	約17万円	約39万円	約11万円	約26万円	約5.6万円	約13万円
	専門	約7万円	約17万円	約4.6万円	約11万円	約2.3万円	約5.6万円
私立	大学	約26万円	約70万円	約17万円	約46万円	約8.6万円	約23万円
	短大	約25万円	約62万円	約17万円	約41万円	約8.3万円	約20万円
	専門	約16万円	約59万円	約11万円	約39万円	約5.3万円	約19万円

給付型奨学金と学費減免の収入基準の目安

学種	世帯年収目安	支援学
第1区分	約270万円（非課税）	満額を支援
第2区分	約300万円	3分の2の額を支援
第3区分	約380万円	3分の1の額を支援



※両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる

# 日本学生支援機構の給付型奨学金のポイント

- ① 申込方法は、貸与型奨学金と同じく、高校で申し込む「予約採用」と大学等進学後に申し込む「在学採用」がある。
- ② 成績基準は実質的になく、家庭の収入基準だけで判断されると考えて良い。
- ③ 給付型奨学金（生活費支援）と学費の減免はセットで適用される。
- ④ 日本学生支援機構の貸与型奨学金との併用はOK

## 給付型奨学金の採用者が貸与型の第一種奨学金と併用する場合の借りられる月額

学校種別・通学環境			第1区分	第2区分	第3区分		第一種奨学金 通常の貸与月額
大学	国公立	自宅	0円		20,300円	←	45,000円
		自宅外			13,800円	←	51,000円
	私立	自宅			21,700円	←	54,000円
		自宅外			19,200円	←	64,000円
短大	国公立	自宅	0円	3,800円	24,300円	←	45,000円
		自宅外	0円		17,800円	←	51,000円
	私立	自宅			22,900円	←	53,000円
		自宅外			17,400円	←	60,000円
専門学校	国公立	自宅			1,900円	16,200円	20,000円/30,500円
		自宅外	0円		24,000円	←	51,000円
	私立	自宅			23,800円	←	53,000円
		自宅外			18,300円	←	60,000円

## 給付型奨学金の利用者が貸与型奨学金と併用する場合のポイントと注意点

- ① 第1区分、第2区分の該当者は、貸与型の第一種奨学金はほとんどの進路で利用できない。
- ② 第3区分の該当者は貸与型の第一種奨学金と併用できるが、通常の貸与額よりもかなり少額しか利用できない。
- ③ 有利子の第二種奨学金（月額2万円～12万円）との併用は制限されない。